

る場合も含む。

24. 周囲の気を引くためにトラブルを起こすことが

例えばつばを吐いたり、高い所に登ったりするなどして、周りの人の不安をかきたて直接の介助を得たり、自分に注意をひきつけたりする行為をいう。

25. 意味もなく独り言や独り笑いをすることが

場面や状況とは無関係に、独り言を言う。独り笑いをはじめ、独りで泣いたり、独りで怒ったりする場合も含む。

26. 集団への参加が出来ないことが

遊び、スポーツ、創作的活動のような余暇活動などの場面や、自治会などの地域活動の場面で参加できないことをいう。

調査上の留意点

これらの行動上の障害は、次の選択肢の判断基準（この間の環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日まで）の状況から、その行動上の障害への対応や介護も含めて、現在の環境でその行動上の障害が現れたかどうかに基づいて判断する。

・その状態が変化することにより、日常生活上に支障があるかどうかに着目し、調査時の状況のみから判断するのではなく、過去1年間程度の期間の生活状況の変動も踏まえて判断することも必要であり、この場合は特記事項に記載する。

・複数の行動上の障害が同時に起こるような場合でも、それぞれの項目ごとに判断する。

選択肢の判断基準

「1. ない」

(ア) その行動上の障害が、過去1年間に一度も現れたことが無い場合や、数ヶ月に1回以上の頻度では現れない場合をいう。

(イ) 対象者の状況から、その行動上の障害が現れる可能性が殆ど無い場合も含まれる。

「2. まれにある」

(ア) その行動上の障害が、少なくとも数ヶ月に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(イ) 二つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

「3. ときどきある」

(ア) 少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれかが、ときどきある場合も含まれる。その頻度は「特記事項」に記載する。

「4. よくある」

(ア) 少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(イ) 2つ以上の状況を例示している選択肢について、いずれか一つでもある場合も含まれる。

15 生活の状況

1. 貴重品を管理することについて	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
2. 栄養のバランスに配慮した食事をする ことについて	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
3. 自分なりの方法でストレスを解消 することについて	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
4. 趣味や余暇時間を楽しむことが	1. 自立	2. 見守り等	3. 一部介助	4. 全介助
5. 友人を作り、その関係を維持する ことが	1. できる	2. できない		
6. 困ったときに人に助けを求める ことが	1. できる	2. できない		
7. 職を得るための活動をする ことが	1. できる	2. できない		
8. いったん得た職を持続する ことが	1. できる	2. できない		
9. 選挙へ行き自らの意思で投票 する ことが	1. できる	2. できない		

項目の定義

1. 貴重品を管理することについて

保険証や手帳（障害者手帳、年金手帳）、通帳、印鑑などを保管することができず問題になることがあるか。成年後見制度の後見人などを含め、自分では全く管理できず、他人に預けている場合は「4. 全介助」と評価する。

2. 栄養のバランスに配慮した食事をする ことについて

カップ麺やスナック菓子などを頻繁に食べるなど、栄養を考えた食事が取れない場合をいう。

3. 自分なりの方法でストレスを解消する ことについて

ストレス（イライラや窮屈な感じ）を感じたとき、自分なりの解消法で実行することをいう。それがどんな方法であるか、またそれによってストレスが解消されるかどうか結果は問題としない。

4. 趣味や余暇時間をもち楽しむ ことについて

仕事や作業とは別に、自分の興味・関心のあることをもち、そのことについて考え、実際に取り組むことで、時間を使うことをいう。何もせずに座っている、横になっている、テレビや音楽を漠然ときいている状態は含まない

5. 友人を作り、その関係を維持する ことが

授産施設やデイケア、病院などの場を含み、友達付き合いができることを言う。

6. 困ったときに人に助けを求める ことが

調子（体調）が悪くなったり、お金がなくなったりした時に、その状況をだれかに伝え、相談することを言う。相談相手が適切かどうかは問わない。
例えば、調子が悪くなると主治医や職員に相談したり、友人関係のトラブルが発生した際に、職員や家族に相談したりすることを言う。

7. 職を得るための活動をする

以下の行動を含み、本人に就労の意思が明確であること。就労している場合（していた）は「できる」と評価する。

- ・公共職業安定所へ求職情報の閲覧に行ったり、窓口での相談を利用すること。
- ・就職情報誌を購入して職を探すこと。
- ・就職希望先に電話や手紙を用いて連絡すること。
- ・履歴書を作成すること。
- ・採用試験を受けること。
- ・職業訓練のための専門教育を受けること。

（保護的な就労の場合は、上記に加えて、以下のいずれかがあれば「できる」と評価する）

- ・授産施設等の利用の意思を表明すること。

授産施設等の利用のための手続きをすること。

地域の障害者職業センターでの評価、指導、判定などを利用すること。

8. いったん得た職を持続する

- ・やるべき仕事ができる（できた）
- ・人間関係において大きな問題・トラブルがない（なかった）
- ・勤務時間を守る（守っていた）

などで判断する。

9. 選挙へ行き自らの意思で投票する

選挙民の一人として、自らの意思で候補者の中から投票する者を選択して投票する。病院・入所施設等で事前に投票する場合を含む。成年後見制度の被後見人（保佐、補助をのぞく）である場合はその期間は「できない」と評価する。

調査上の留意点

選択肢の判断基準（1から4）

「1. 自立」

一人でできる場合をいう。

「2. 見守り等」

見守りや簡単な指示が必要な場合をいう。

「3. 一部介助」

一連の行為に直接的な支援が部分的に必要とする場合をいう。

「4. 全介助」

一人では、一連の行為ができず、全てにわたり直接的な援助が必要な場合をいう。

選択肢の判断基準（5 から 9）

「1. できる」

いつでも、または、ほぼできる場合をいう。

「2. できない」

助けを求めることができない、あるいは、自分が困っている立場や問題がおこっていることを理解できない場合をいう。できたりできなかったりする場合も含まれる。

15-10 作業場面で生じる課題を自分で理解し、対処する能力

1. 課題に合わせて自分がすることを決める力がありますか。
1. 自立 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助
5. 作業は行っていない
2. 決めたら、それをやり遂げるために手順に沿った用意を自分ですることができますか。
1. 自立 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助
5. 作業は行っていない

項目の定義

作業場面で生じる課題を自分で理解し、対処する能力を評価する。ここでいう課題とは、授産施設等での作業や、デイケア等での参加者集団で目標を設定し行う課題など、複数の手順からなるものを指す。

課題に合わせて自分がすることを決める力とは、課題を解決するために何をしなければいけないのかをイメージして目標を設定する力を言う
やり遂げるために手順に沿った用意を自分ですることとは、自分が設定した目標を実行に移すために、必要な道具を揃えるなどの準備をすることをいう。

調査上の留意点

選択肢の判断基準

「1. 自立」

一人のできる場合をいう。

「2. 見守り等」

見守っていて、聞かれたら教えてあげれば決められる（用意をすることができる）場合をいう。

「3. 一部介助」

支援者が指導すれば決められる（用意をすることができる）場合をいう。

「4. 全介助」

できない場合をいう。

「5. 作業は行っていない」

日中等に、作業を行うことがない場合をいう。

15-11 日常生活で生じる課題を自分で理解し、対処する能力

1. 課題に合わせて自分がすることを決める力がありますか。
1. 自立 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助
2. 決めたら、それをやり遂げるために手順に沿った用意を自分ですることができますか。
1. 自立 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

項目の定義

ここでいう課題とは、居宅等では料理や洗濯など、複数の手順からなるものを指す。

課題に合わせて自分がすることを決める力とは、課題を解決するために何をしなければいけないのかをイメージして目標を設定する力を言う
やり遂げるために手順に沿った用意を自分ですることとは、自分が設定した目標を実行に移すために、必要な道具を揃えるなどの準備をすることをいう。

調査所の留意点

選択肢の判断基準

「1. 自立」

一人でできる場合をいう。

「2. 見守り等」

見守っていて、聞かれたら教えてあげれば決められる（用意をすることができる）場合をいう。

「3. 一部介助」

支援者が指導すれば決められる（用意をすることができる）場合をいう。

「4. 全介助」

できない場合をいう。

15-12. 今の時間を理解すること

1. できる 2. できない

項目の定義

おおむねの今の時間を理解することができることをいう。ここでいう「いる場所」とは、施設の場合の居室、施設名、施設の所在地のいずれでも、自宅の場合の居室や居住地のいずれでもよい。

調査上の留意点

視覚や聴覚の問題ではなく、知的・精神的な問題により、困難が生じているかを問う項目である。

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

「2. できない」

質問されたことについて正しく回答できないあるいは、まったく回答できない場合をいう。できたりできなかつたりする場合や回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

15-13. 11 以上のものの数を数えること

1. できる 2. できない

項目の定義

11 個以上あるものについて、そのものがいくつあるか数えることができることをいう。

調査上の留意点

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも、ほぼ正確な回答ができる場合をいう。

「2. できない」

質問されたことについて正しく回答できないあるいは、まったく回答できない場合をいう。できたりできなかつたりする場合や回答の正誤が確認できない場合も含まれる。

15-14. 文字の読み書き

1. できる 2. できない

項目の定義

文字を読み書きできるかを評価する。ひらがな、漢字、カタカナ、アルファベット、点字を問わず評価する。

調査上の留意点

日本語、英語、フランス語等、言語は問わない。

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも、ほぼ正確に読み書きができる場合をいう。

「2. できない」

読み書きが正しくできないあるいは、まったくできないことにより、日常生活に支障をきたす場合をいう。正誤が確認できない場合も含まれる。

16 日中の過ごし方について

16-1 現在の生活状況

1. 家族と同居
2. 単身生活（同居者はいるが、病気等により介護できない場合を含む）
3. 入所施設での生活
4. グループホーム、ケアホームでの生活

項目の定義

居住場所及び家族等の状況について評価する項目である。

調査上の留意点

調査時点で評価する。

選択肢の判断基準

「1. 家族と同居」

家族と同居している場合をいう。マンション、一戸建て等の建物の種類は問わない。家族は、親子、兄弟、親戚等の血縁関係は問わない。

「2. 単身生活（同居者はいるが、病気等により介護できない場合を含む）」

単身生活（いわゆる一人暮らし）をしている場合をいう。

家族等が同居しているが、同居者の全員が病気等により調査対象者の介護や支援をすることができない場合も含む。

「3. 入所施設での生活」

施設に入所している場合をいう。

「4. グループホーム、ケアホームでの生活」

グループホーム、ケアホームに入居している場合をいう。

16-2 補装具（身体に装着しないものを除く）の状況

1. つけている 2. つけていない

項目の定義

日常生活において、義肢、義足などの補装具を着けて活動しているかどうかを評価する。

調査上の留意点

身体に装着しない杖等は除く。

選択肢の判断基準

「1. つけている」

通常、着けている場合をいう。

「2. つけていない」

通常、着けていない場合をいう。

16-3 ひとりでの外出

1. できる	2. できない
--------	---------

項目の定義

外出先を特定し移動手段を設定し一人で外出する一連の行為を評価する。

調査上の留意点

外出の際の移動手段（徒歩、車椅子等）は問わない。

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも、又はほぼできる場合をいう。

「2. できない」

介助又は同行者がいなければ外出できないあるいは、まったく外出できない場合をいう。できたりできなかつたりする場合も含まれる。

16-4 季節や状況にあった服を選ぶこと

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

項目の定義

季節に応じた服を選んだり、暑さや寒さを感じて衣類の重ね着などの調整することができるか評価する。

調査上の留意点

本人もしくは、家族・介護者の意見を聞き、総合的に判断する。

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも、又はほぼできる場合をいう。

「2. できない」

介助者が説明しなければできないあるいは、介助者が選んでいる場合をいう。できたりできなかつたりする場合も含まれる。

16-5 郵便物や宅配便の処理

1. できる	2. できない
--------	---------

項目の定義

届いた郵便物や宅配便の用件、内容を理解し、返信の必要、不配達通知の処理などについて評価する。

調査上の留意点

身体的な理由ではなく、知的・精神的な問題により、困難が生じているかを問う項目である。

選択肢の判断基準

「1. できる」

いつでも又はほぼできる場合をいう。

「2. できない」

介助者が説明しなければできないあるいは、介助者が代行している場合をいう。できたりできなかつたりする場合も含まれる。

16-6 毎日の移動範囲

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 居宅内に限られる | 2. 居宅中心に、半径 500m 未満 |
| 3. 居宅中心に、半径 500m—1km 未満 | 4. 居宅中心に 1km 以上 |

項目の定義

自立した生活を送る上での近所での買い物等が必要であり、移動手段を問わず、日常的な生活圏を知るための項目である。

毎日の生活に必要な食料品、日用品を、1人で又は他人の介助、指示、見守りで、出かける範囲を指しており、ヘルパーの援助、指示、自分で車椅子、杖・補装具等で出かけることを含む。また、車、バス、電車等の交通機関を利用してもよい。買い物以外の、通院、通所も含む。

調査上の留意点

- 1 一定期間の状況（調査日より1週間前に遡って）について調査対象者からの聴き取り調査で、直接回答を得る。
- 2 同時に家族等からも聴き取りを行い、総合的に判断する。
- 3 施設入所の場合、自宅を施設として判断する。その場合、施設敷地内の移動に限られる場合、「1. 居宅内に限られる」に該当する。

選択肢の判断基準

移動範囲は、およその範囲であり、週3回以上の頻度で移動しているおよその距離で評価する。

16-7 外出の理由

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 毎日の買物（スーパー等） | 2. 金融機関（銀行、郵便局等） |
| 3. 福祉施設（通所サービス） | |
| 4. 役所（都道府県・市町村） | 5. 医療機関（診療所、病院等） |
| 6. 勤務先 | 7. 余暇（映画館、カラオケ等） |
| | 8. 外出しない |

項目の定義

毎日の暮らしにおいて、日常的に最も良く出かける場所を調査する項目である。

調査上の留意点

- 1 一定期間（調査日の過去1週間の間）の状況について調査対象者からの聴き取り調査で、直接解答を得る。
- 2 同時に家族、友人等からも解答を得て、総合的に判断する。
- 3 平均的に出かけている場所とは、週3回以上の頻度外出していることをもって評価する。

選択肢の判断基準

- 1 外出の場所は、コンビニ、スーパー、医療機関（診察）、通所・訓練施設、友人宅等で週3回以上の頻度で外出していることをもって判断する。
- 2 週3回以上の外出先がない場合、「外出しない」と判断する。

16-8 居宅(居室)への訪問者とその頻度

1. 同居していない家族	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない
2. 友人	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない
3. 近隣の住民	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない
4. 福祉施設職員	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない
5. 福祉サービス職員	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない
6. 医療関係職員(保健師、看護師等)	1. 毎日 2. 1回/週 3. 1回/月 4. ほとんどないか、ない

項目の定義

毎日の暮らしで、社会からの孤立を避けるため、家族以外の他人の接触は重要であり、人との接触の機会を評価する項目である。

調査上の留意点

- 1 一定期間(1か月前に遡って)の状況について調査対象者からの聴き取り調査で、直接解答を得る。
- 2 同時に家族、友人からも解答を得て、総合的に判断する。
- 3 毎日接する人が、家族(同居していない)、友人、医療・福祉サービス関係専門職等のいずれであるかを知り、同時に頻度を聞く。
- 4 居宅・居室を訪問者が訪れても、調査対象者と訪問者の直接の接触がない場合は除く。

選択肢の判断基準

- 1 調査前1か月の平均的な頻度で評価する。
- 2 施設入所者は居宅を居室と読みかえて回答する。

16-9 日中の過ごし方

- | |
|--|
| 1. テレビ 2. 自分の趣味 3. 読書 4. 外出 5. 通所・通院
6. 何もしていない |
|--|

項目の定義

毎日の自宅での生活をどのように有意義に送っているかについて、1日の中で、最も多く過ごしている内容を調査する項目である。

調査上の留意点

- 1 一定期間（1週間前に遡って）の状況について調査対象者からの聴き取り調査で、直接回答を得る。
- 2 同時に介護者、家族、友人等にも回答を求め、総合的に判断する。

選択肢の判断基準

- 1 時間的に最も多く過ごしている行動を判断する。

16-10 1年前の身体状態（介護状態）との比較

1. 良くなっている 2. 悪くなっている 3. 変わらない

項目の定義

調査対象者や家族を含めた、生活を共にしている人が、介護の状態が変わっていると実感しているかを調査する項目である。

調査上の留意点

- 1 あくまでも、調査対象者や、家族等毎日生活を共にしているものが判断する。
- 2 一定期間（1年前に遡って）から現在の状況までを聴き取り調査で、直接回答を得る。
- 3 判断に迷う場合は、介護者、家族、友人等にも回答を求め、総合的に判断する。

選択肢の判断基準

「1.良くなっている」

介護の状態が1年前からと比較して改善していると感じている。

「2.悪くなっている」

介護の状態が1年前からと比較して悪化していると感じている。

「3.変わらない」

介護の状態が1年前からと比較して変わらないと感じている。